



R I. 第2620地区 静岡第2分区
三島西ロータリークラブ

週報

第2129号

事務所 静岡県三島市中央町4番9号 2F
TEL(055)976-6351 FAX976-6352
例会場 静岡県三島市本町6-35 呉竹
TEL(055)975-3210
会長 西本 和夫 幹事 宇田川 茂



広重版画より 三島 朝霧

第2192回例会

2018.1.18晴

司会

柴崎恵子君

ロータリーソング

「日も風も星も」
指揮 鈴木郁夫君

会長挨拶

会長 西本和夫君

平成30年は貴乃花親方の理事解任報道で仕事始めとなりましたが会員の皆様はどんな新年だったでしょうか。先週の4クラブ合同新年例会、ご苦労様でした。他クラブの大先輩のお元氣な姿に驚きです。私達の良いお手本にしたいと思います。

正月から先週までは大変寒い毎日でしたが、今週は暖かい日が続いています。1月20日は大寒。一年で一番冷え込みの厳しい頃で寒天や酒の仕込みに良い時期と言われていますが、今週末から暦通りに寒くなるようです。急激な気温の変化で体調を崩したり風邪をひかないようご注意ください。

今月末は苗粟交換研修中学生8名が引率者3名と共に訪日します。ホームステイ先の会員家族の皆様はもとより三島西ロータリークラブの会員全員のご協力をよろしくお願いいたします。また、本年度も半期が無事に過ぎましたがあと半年、後期もよろしくお願いいたします。

出席報告

	出席総数	出席率	マークアップ	修正出席率
前々回	38/42	90.48%	39/42	92.86%
今回	34/41	82.93%	会員総数	47名

欠席者 赤池君、窪田君、野田君、橋本君、花房君、原君、古屋君

入会おめでとう



加藤 憲勝君

生年月日 昭和41年11月22日
職業分類 設備工事
事業所 加藤テック株式会社
役職 代表取締役

松本 邦夫君

生年月日 昭和30年9月2日
職業分類 保険業
事業所 静岡東部代弁株式会社
役職 専務取締役

幹事報告

幹事 宇田川茂君

- ①本日はクラブフォーラムロータリー情報委員長遠藤正幸さんの卓話です。
- ②今月29日より交換中学生との交流が始まります。付き添いの方よろしくお願ひいたします。マークアップ扱となります。
- ③下期変更後のプログラムを配布しました。主な変更点は米山記念館に例会場の変更が3ヵ所ございます。これは財政厳しい折、節約例会とさせていただきます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。それと、5月20日(日)を親睦家族例会とさせていただきます。

2017~2018年度
国際ロータリー会長
イアンH.S.ライズリー

ロータリー:変化をもたらす

おめでとう

会員誕生日 鈴木(正)君、藤江君、
梶山君、森崎君
奥様誕生日 川名君
結婚記念日 鈴木(郁)君、川名君、田熊君

スマイルボックス

◆田熊君、このまま暖かい日が続くといいですが?

卓 話

ロータリーの義務

遠藤正幸君

ロータリーの義務

よく、ロータリアンの三大義務として、会費の支払い、例会出席、機関誌「ロータリーの友」の購読があげられますが、果たしてそれだけでしょうか。また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら、国際ロータリーの義務もロータリークラブの義務も存在するはずです。私たちは、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは規定審議会のみであることが定められています。すなわち、これらの三つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外の RI 理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項ないしは推奨事項に過ぎないと言いがいえます。そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中で国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンが遵守しなければならない義務は次のようなものです。

国際ロータリーの義務

1.ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。

- 2.全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
- 3.RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。
- 4.規定審議会を RI の立法機関とすること。であります。

ロータリークラブの義務

- 1.国際ロータリーに加盟すること。
- 2.クラブの所在地域を確定すること。
- 3.毎週1回、定例の日時に例会を開催すること。
- 4.役員選挙をするための年次総会を開催すること。
- 5.会員数が50名未満のクラブは、同一職業分類に属する正会員の数は5名まで、会員数が50名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントまで認めること。
- 6.クラブの管理主体は、理事会とすること。
- 7.すべてのクラブは、RI 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
- 8.各クラブは、半年ごとに人頭分担金をRI に納付すること。などであります。

ロータリアンの義務

- 1.ロータリーの目的、RIの定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
 - 2.善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者であること。
 - 3.一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。
 - 4.職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍すること。
 - 5.クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメーキャップすること。
 - 6.入会金および年会費を納入すること。ただし、移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。
 - 7.RIの機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。
- になっています。

最後の三つがロータリアンの三大義務になっています。この中で普段から注意しておかなければならないのが、例会出席義務です。欠席される場合には、必ずメーキャップをお願いします。

本日は、ロータリーの義務についてお話をいたしました。ありがとうございました。

(週報担当:伊丹秀之)